

平成26年2月12日

高砂市議会  
議長 生嶋洋一様

議会改革検討特別委員会  
委員長 砂川辰義

## 高砂市議会基本条例案について（報告）

本委員会の調査・研究目的の5項目のうちの議会基本条例について、調査、研究及び検討した結果、高砂市議会基本条例案を策定し、まとめましたので、下記のとおりご報告いたします。

### 記

#### 1 高砂市議会基本条例制定についての提言

高砂市議会基本条例案、前文、「高砂市議会は、日本国憲法及び地方自治法に定められた二元代表制の下、議事機関として、市長その他の執行機関と緊張ある関係を保ち、あらゆる権能を行使しながら歩んできた歴史と伝統がある。

しかしながら、地方分権の進展に伴い、従来の議会の権能の行使に加え、政策立案の機能が市議会においても求められている。

ここに、高砂市議会は、市民の負託に全力で応え、もって、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。」

当委員会は、様々な議会改革の課題項目を調査・研究・試行を行ってきたことを踏まえ、集大成として、前述の高砂市議会基本条例案を前文の意をもって、「高砂市議会基本条例案」を策定した。

高砂市議会は、本条例を制定されるよう提言するものである。

なお、今回の条例制定をもって、議会改革の終わりとせず、なお、高砂市議会は、伝統ある議会運営を伝承しつつ、市民福祉の向上及び市勢の発展に全力を尽くすことを目指し、議会改革に努めることも併せて提言するものである。

#### 2 条例案 高砂市議会基本条例案（別冊のとおり）

#### 3 主な策定経過

##### (1) 市民参加型の研修会の開催

平成24年9月2日（日）に講師として、山梨学院大学法学部教授 江藤 俊昭氏を招き、講演テーマ「地方議会の現状と議会改革の課題」を受講及び講師と意見交換を行った。

## **(2) 議会基本条例制定市の先進地行政視察**

京都府京丹後市、京都府亀岡市、千葉県流山市、佐賀県鹿島市、山口県防府市の各議会の基本条例制定過程及び施行後の運用について細部にわたって聴取、意見交換を行った。

各市が制定するに及んだことは、各地域の各々の個別事情があり、例として、平成の大合併、住民人口の減、人口構成比の変化など、市政に大きく影響を及ぼす課題を抱えていることが判明した。これは、実際に現地へ赴き、全委員が実感した。

また、各市の共通点としては、地方分権改革の進展に伴い、地方が事務執行することは地方自らの考えで責任を持って行うこととなった点で、議会はそれに対応するため、従来の議決機関としての位置付けだけではなく、政策立案及び提言まで踏み込んだ考え方を加え、議会基本条例の制定に至っていることである。

## **(3) 高砂市議会基本条例の策定**

(1)及び(2)並びに議会報告会の試行（平成25年1月29日・30日）、市民参加型の研修会における参加者からの意見及びアンケートを踏まえ、委員長団が素案を提出し、議会改革検討特別委員会及びオブザーバーである正副議長並びに議会運営委員会正副委員長の参加のもと高砂市議会基本条例案を策定した。

## **(4) 市民意見公募手続き（パブリックコメント）の実施**

(3)の高砂市議会基本条例案を平成26年1月15日から23日の間、議会事務局、情報公開コーナー、各公民館及び市のホームページ上に公開し、意見を募った。（提出者数 0人、ホームページアクセス数206件）